

○日本育英会監事監査要綱

昭和59年1月31日

達第759号

会長・監事協議裁定

改正 昭和59年8月31日達第769号

昭和61年3月7日達第786号

平成元年3月16日達第826号

平成13年3月30日達第1015号

(趣旨)

第1条 日本育英会法（以下「育英会法」という。）第9条第4項の規定に基づき、監事が行う日本育英会（以下「育英会」という。）の業務の監査に関する基本的事項については、この要綱の定めるところによる。

(監査の目的)

第2条 監査は、育英会の業務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(監査の方法)

第3条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監査は、定期監査及び必要に応じて行う臨時監査とする。

(監査計画の作成)

第4条 監事は、毎年度監査計画を作成し、あらかじめ会長に提出するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査についてはこの限りではない。

(監査の事務補助)

第5条 監事は、監査を行うに当たり、監事付の職員にこれを補助させるほか、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、他の職員に監査を補助させることができる。

2 監査に従事した職員は、監査によつて知ることができた事項をみだりに他に漏らしてはならない。

(職員への質問等)

第6条 監事は、必要に応じて職員に質問し、説明を求め、また資料の提出を求めることができる。

(監査結果報告書等)

第7条 監事は、監査終了後監査結果報告書を作成し、会長に通知するものとする。

2 監事は、監査の結果、改善の必要があると認める事項について会長に意見を提出することができる。

(監査効果の確保)

第8条 監事は、監査の結果、改善の必要を認め、会長に意見を提出した事項については、措置状況等の報告を求めるなど、監査効果の確保を図るものとする。

(文部科学大臣への報告等)

第9条 監事は、文部科学大臣に対して、監査終了後遅滞なく、監査結果の報告を行わなければならない。

2 前項の場合及び育英会法第9条第5項の規定により文部科学大臣に意見を提出する場合は、あらかじめ会長にその旨通知するものとする。

(会議への出席等)

第10条 監事は、常任理事会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監事に回付する文書)

第11条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- (3) 契約に関する重要な文書
- (4) 訴訟に関する重要な文書
- (5) 返還金の免除に関する重要な文書
- (6) その他業務に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の官公庁から発せられた重要な文書
- (3) その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書

(事故又は異例の事態の報告)

第12条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、関係職員は、直ちに口頭又は文書でこれを監事に報告しなければならない。

(内部監査との連携)

第13条 理事長は、日本育英会会計規程第64条の規定に基づいて内部監査を行う場合には、その監査計画及び監査結果報告書を監事に提出しなければならない。

2 監事及び内部監査に従事する職員は、相互に資料提供等の協力に努めるものとする。

(監事監査実施基準)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年1月31日から施行する。

2 日本育英会監査規程(昭和37年2月23日達第383号)は、廃止する。

附 則(昭和59年8月31日達第769号)

この改正要綱は、昭和59年8月31日から施行し、昭和59年8月7日から適用する。

附 則(昭和61年3月7日達第786号)

この改正要綱は、昭和61年3月7日から施行し、昭和60年3月30日から適用する。

附 則(平成元年3月16日達第826号)

この改正要綱は、平成元年3月16日から施行し、昭和63年3月31日から適用する。

附 則(平成13年3月30日達第1015号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。